

上尾市組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上尾市長 島山 稔

上尾市規則第36号

上尾市組織規則等の一部を改正する規則

(上尾市組織規則の一部改正)

第1条 上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項第2号中「主幹以下の職にある」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 課内推進室(第3条第2項に定める課内推進室をいう。以下同じ。) 推進室長が、当該課内推進室に属する職員のうちから、これらの職員が行う事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者

第1条の2第3項第2号中「副主幹以下の職にある」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 課内推進室 推進室長が、当該課内推進室に属する職員のうちから、リーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者

第2条第2項中「並びに課」の次に「及び課内推進室」を加える。

第3条に次の1項を加える。

2 環境経済部環境政策課に、課内推進室としてゼロカーボン推進室を置く。

第4条の見出し中「課の」を「課及び課内推進室の」に改め、同条行政経営部の部行政経営課の項第9号を削り、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条総務部の部総務課の項第13号中「及び室」を「及び市長政策室」に改め、同条環境経済部の部環境政策課の項を次のように改める。

環境政策課

- (1) 環境政策の企画(ゼロカーボン推進室の所掌に属するものを除く。)に関する事。

- (2) 環境基本計画(ゼロカーボン推進室の所掌に属するものを除く。)

-) に関する事。
- (3) 広域ごみ処理に関する事。
- (4) 廃棄物の減量化に関する事。
- (5) 上尾市斎場に関する事。
- (6) 瓦葺ふれあい広場に関する事。
- (7) 部内の連絡調整に関する事。

ゼロカーボン推進室

- (1) 地球温暖化対策に関する事。
- (2) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関する事。
- (3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関する事。

第7条第1項の表に次のように加える。

課内 推進 室	推進室 長	上司の命を受け、課内推進室の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
---------------	----------	---

第7条第2項の表行政経営部の項を削り、同表課の部主幹の項を次のように改める。

主幹	<ul style="list-style-type: none"> (1) リーダーに指名された主幹にあつては、上司の命を受け、課の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う（特に指名された主幹にあつては、さらに、課長を補佐する。）。 (2) サブリーダーに指名された主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された極めて高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。
----	---

第7条第2項の表に次のように加える。

課内 推進 室	主幹	(1) リーダーに指名された主幹にあつては、上司の命を受け、課内推進室の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う（特に指名された主幹にあつては、さらに、推進
---------------	----	---

	<p>室長を補佐する。) 。</p> <p>(2) サブリーダーに指名された主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された極めて高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。</p> <p>(3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。</p>
副主幹	<p>(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う（特に指名された副主幹にあっては、さらに、推進室長を補佐する。) 。</p> <p>(2) サブリーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。</p> <p>(3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。</p>
主査	<p>(1) リーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う。</p> <p>(2) サブリーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。</p> <p>(3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。</p>

第9条の見出し中「課に」を「課及び課内推進室に」に改め、同条中「本庁の課」を「本庁の課及び課内推進室」に改める。

第11条第2項の表主幹の項を次のように改める。

主幹	<p>(1) リーダーに指名された主幹にあつては、上司の命を受け、当該出先機関の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う（特に指名された主幹にあつては、さらに、当該出先機関の長を補佐する。）。</p> <p>(2) サブリーダーに指名された主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された極めて高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。</p> <p>(3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。</p>
----	---

第14条中「室長」を「市長政策室長」に、「及び課長」を「、課長及び推進室長」改める。

（上尾市職員の種類及び職名に関する規則の一部改正）

第2条 上尾市職員の種類及び職名に関する規則（昭和37年上尾市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「主席主幹」の次に「、支所長」を加え、「副所長」を「推進室長」に改め、「、支所長、出張所長」を削り、「副主幹、調整監」を「副主幹、出張所長」に改め、同条第2号中「主席主幹」の次に「、支所長」を加え、「副所長、支所長、出張所長」を「推進室長」に改め、「副主幹」の次に「、出張所長」を加える。

（上尾市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 上尾市職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和39年上尾市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「発達支援相談センター所長 出張所長」を「発達支援相談センター所長」に、「消費生活センター所長」を「消費生活センター所長 ゼロカーボン推進室長」に改め、同表教育委員会事務局の項を次のように改める。

教育委員会事務局	部長	80,000円
	参事	75,000円
	次長	65,000円
	副参事	60,000円
	課長 主席主幹 図書館長	55,000円

	教育センター所長 中学校給食共同調理場所長	
	主幹 新しい学校づくり推進室長	50,000円

(上尾市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第4条 上尾市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年上尾市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項第1号中「、出張所長」を削り、「及び消費生活センター所長」を「、消費生活センター所長及びゼロカーボン推進室長」に改め、同項第2号中「図書館長」を「新しい学校づくり推進室長、図書館長」に改め、同表4級の項中「調整監」を「出張所長」に改め、同表3級の項及び2級の項を次のように改める。

3級	専門員、保育主査、看護主査及び准看護主査の職務
2級	保育主任、主任児童指導員、主任精神保健福祉士、主任保健師、主任栄養士、看護主任及び准看護主任の職務

別表第1の1級の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第6幼稚園教諭の項を削る。

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第5条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成28年上尾市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条の表部長の項第3号を次のように改める。

3	次に掲げる契約に係る起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先を決定すること。 (1) 設計価格の金額が1件130万円を超え1,000万円未満の工事又は製造の請負 (2) 設計価格の金額が1件80万円を超え1,000万円未満の財産の買入れ (3) 設計価格の金額が1件40万円を超え1,000万円未満の物件の借入れ (4) 設計価格の金額が1件30万円を超え1,000万円未満の物件の貸付け (5) 設計価格の金額が1件50万円を超え1,000万円未満の設計調査、測量及び役務業務委託 (6) 設計価格の金額が1件50万円を超え1,000万円未満のその他の契約(上尾市事務専決規程(昭和48年
---	--

上尾市訓令第2号)別表第1の5の項第1号(カを除く。)に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第2号及び都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第4号に該当するもの並びに同規程別表第3の3の項第2号(6)を除く。)に該当するものを除く。)

第1条の表各課長、図書館長、教育センター所長及び中学校給食共同調理場所長の項を次のように改める。

各課長、図書館長、教育センター所長及び中学校給食共同調理場所長	<ol style="list-style-type: none">1 報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費(修繕料を除く。)、役務費及び扶助費について、支出負担行為及び支出命令(いずれも新しい学校づくり推進室の所掌事務に係るものを除く。)をすること。2 需用費(修繕料に限る。)、工事請負費及び原材料費について、1件130万円以下の支出負担行為(新しい学校づくり推進室の所掌事務に係るものを除く。)をすること。3 前2号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1件100万円未満の支出負担行為(新しい学校づくり推進室の所掌事務に係るものを除く。)をすること。4 第1号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1件1,000万円未満の支出命令(新しい学校づくり推進室の所掌事務に係るものを除く。)をすること。5 次に掲げる契約に係る起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先を決定すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 設計価格の金額が1件130万円以下の工事又は製造の請負(2) 設計価格の金額が1件80万円以下の財産の買入れ(3) 設計価格の金額が1件40万円以下の物件の借入れ(4) 設計価格の金額が1件30万円以下の物件の貸付け(5) 設計価格の金額が1件50万円以下の設計調査、測量及び役務業務委託(6) 設計価格の金額が1件50万円以下のその他の
---------------------------------	---

契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第1号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第2号及び都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第4号に該当するもの並びに同規程別表第3の3の項第2号（(6)を除く。）に該当するものを除く。）

6 次に掲げる契約に係る予定価格等（予定価格及び予定賃貸借料をいう。以下同じ。）を決定すること。

(1) 設計価格の金額が1件130万円以下の工事又は製造の請負

(2) 設計価格の金額が1件80万円以下の財産（物品に限る。）の買入れ

(3) 設計価格の金額が1件40万円以下の物件の借入れ

(4) 設計価格の金額が1件30万円以下の物件の貸付け

(5) 設計価格の金額が1件50万円以下の設計調査、測量及び役務業務委託

(6) 設計価格の金額が1件50万円以下のその他の契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第2号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第3号から第5号まで、総務部の表契約検査課の項第3号（(5)を除く。）並びに都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第5号及び第6号に該当するもの、同規程別表第3の3の項第3号（(6)を除く。）に該当するもの並びに財産の買入れ及び公有財産の売払いに係るものを除く。）

7 請負価格130万円以下の各種工事検査をすること。

第1条の表に次のように加える。

新しい 学校づくり推進室長	1 報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費及び扶助費について、支出負担行為及び支出命令をすること。
	2 需用費（修繕料に限る。）、工事請負費又は原材 料費について、1件130万円以下の支出負担行為

をすること。

3 前2号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1件100万円未満の支出負担行為をすること。

4 第1号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1件1,000万円未満の支出命令をすること。

第2条の表局長の項第3号を次のように改める。

3 次に掲げる契約に係る起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先を決定すること。

(1) 設計価格の金額が1件130万円を超え1,000万円未満の工事又は製造の請負

(2) 設計価格の金額が1件80万円を超え1,000万円未満の財産の買入れ

(3) 設計価格の金額が1件40万円を超え1,000万円未満の物件の借入れ

(4) 設計価格の金額が1件30万円を超え1,000万円未満の物件の貸付け

(5) 設計価格の金額が1件50万円を超え1,000万円未満の設計調査、測量及び役務業務委託

(6) 設計価格の金額が1件50万円を超え1,000万円未満のその他の契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第1号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第2号及び都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第4号に該当するもの並びに同規程別表第3の3の項第2号（(6)を除く。）に該当するものを除く。）

第2条の表次長の項を次のように改める。

次長

1 報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費及び扶助費について、支出負担行為及び支出命令をすること。

2 需用費（修繕料に限る。）、工事請負費及び原材費について、1件130万円以下の支出負担行為をすること。

3 前2号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1件100万円未満の支出負担行為をすること。

- 4 第1号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1件1,000万円未満の支出命令をすること。
- 5 次に掲げる契約に係る起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先を決定すること。
 - (1) 設計価格の金額が1件130万円以下の工事又は製造の請負
 - (2) 設計価格の金額が1件80万円以下の財産の買入れ
 - (3) 設計価格の金額が1件40万円以下の物件の借入れ
 - (4) 設計価格の金額が1件30万円以下の物件の貸付け
 - (5) 設計価格の金額が1件50万円以下の設計調査、測量及び役務業務委託
 - (6) 設計価格の金額が1件50万円以下のその他の契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第1号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第2号及び都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第4号に該当するもの並びに同規程別表第3の3の項第2号（(6)を除く。）に該当するものを除く。）
- 6 次に掲げる契約に係る予定価格等を決定すること。
 - (1) 設計価格の金額が1件130万円以下の工事又は製造の請負
 - (2) 設計価格の金額が1件80万円以下の財産（物品に限る。）の買入れ
 - (3) 設計価格の金額が1件40万円以下の物件の借入れ
 - (4) 設計価格の金額が1件30万円以下の物件の貸付け
 - (5) 設計価格の金額が1件50万円以下の設計調査、測量及び役務業務委託
 - (6) 設計価格の金額が1件50万円以下のその他の契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第2号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第

2 行政経営部の表施設課の項第3号から第5号まで、総務部の表契約検査課の項第3号（(5)を除く。）並びに都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第5号及び第6号に該当するもの、同規程別表第3の3の項第3号（(6)を除く。）に該当するもの並びに財産の買入れ及び公有財産の売払いに係るものを除く。）

7 請負価格130万円以下の各種工事検査をすること。

第3条の表局長の項第3号を次のように改める。

3 次に掲げる契約に係る起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先を決定すること。

- (1) 設計価格の金額が1件130万円を超え1,000万円未満の工事又は製造の請負
- (2) 設計価格の金額が1件80万円を超え1,000万円未満の財産の買入れ
- (3) 設計価格の金額が1件40万円を超え1,000万円未満の物件の借入れ
- (4) 設計価格の金額が1件30万円を超え1,000万円未満の物件の貸付け
- (5) 設計価格の金額が1件50万円を超え1,000万円未満の設計調査、測量及び役務業務委託
- (6) 設計価格の金額が1件50万円を超え1,000万円未満のその他の契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第1号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第2号及び都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第4号に該当するもの並びに同規程別表第3の3の項第2号（(6)を除く。）に該当するものを除く。）

第3条の表各課長の項を次のように改める。

- | | |
|-----|---|
| 各課長 | <ol style="list-style-type: none">1 報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費及び扶助費について、支出負担行為及び支出命令をすること。2 需用費（修繕料に限る。）、工事請負費及び原材費について、1件130万円以下の支出負担行為をすること。3 前2号に規定する歳出科目以外の歳出科目につい |
|-----|---|

て、1件100万円未満の支出負担行為をすること。

4 第1号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1件1,000万円未満の支出命令をすること。

5 次に掲げる契約に係る起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先を決定すること。

(1) 設計価格の金額が1件130万円以下の工事又は製造の請負

(2) 設計価格の金額が1件80万円以下の財産の買入れ

(3) 設計価格の金額が1件40万円以下の物件の借入れ

(4) 設計価格の金額が1件30万円以下の物件の貸付け

(5) 設計価格の金額が1件50万円以下の設計調査、測量及び役務業務委託

(6) 設計価格の金額が1件50万円以下のその他の契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第1号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第2号及び都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第4号に該当するもの並びに同規程別表第3の3の項第2号（(6)を除く。）に該当するものを除く。）

6 次に掲げる契約に係る予定価格等を決定すること。

(1) 設計価格の金額が1件130万円以下の工事又は製造の請負

(2) 設計価格の金額が1件80万円以下の財産（物品に限る。）の買入れ

(3) 設計価格の金額が1件40万円以下の物件の借入れ

(4) 設計価格の金額が1件30万円以下の物件の貸付け

(5) 設計価格の金額が1件50万円以下の設計調査、測量及び役務業務委託

(6) 設計価格の金額が1件50万円以下のその他の

契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第2号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第3号から第5号まで、総務部の表契約検査課の項第3号（(5)を除く。）並びに都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第5号及び第6号に該当するもの、同規程別表第3の3の項第3号（(6)を除く。）に該当するもの並びに財産の買入れ及び公有財産の売払いに係るものを除く。）

7 請負価格130万円以下の各種工事検査をすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（上尾市予算規則等の一部改正）
- 2 次に掲げる規則の規定中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。
 - (1) 上尾市予算規則（昭和40年上尾市規則第14号）第3条第2号
 - (2) 上尾市会計規則（昭和40年上尾市規則第15号）第2条第5号
 - (3) 上尾市財産規則（昭和40年上尾市規則第16号）第2条第1号
 - (4) 上尾市役所支所及び出張所処務規則（平成2年上尾市規則第36号）
第2条第1項
 - (5) 上尾市庁舎管理規則（平成3年上尾市規則第1号）第2条第2号
（上尾市行政組織条例に規定する上下水道部の職員の併任に関する規則の一部改正）
- 3 上尾市行政組織条例に規定する上下水道部の職員の併任に関する規則（平成26年上尾市規則第18号）の一部を次のように改正する。
第1条第2項中「第3条」を「第3条第1項」に改める。